

令和3年6月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和3年6月24日（木） 午前10時
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 大場 健 哉 |
| 教育長職務代理者 | 荒 明 美恵子 |
| 二番委員 | 大 森 佳 彦 |
| 三番委員 | 遠 藤 一 幸 |
| 四番委員 | 高 橋 明 子 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|---------|
| 教育部長 | 高 畑 圭 一 |
| 教育総務課長 | 佐 野 仁 美 |
| 学校教育課長 | 穴 澤 正 志 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 洋 |
| 文化課長 | 松 崎 裕 美 |
| 中央公民館長 | 栗 城 由 紀 |
| 学校教育課主幹 | 小荒井 浩 |
| 教育総務課長補佐 | 塚 原 和 憲 |
| 生涯学習課長補佐 | 高 橋 淳 |
| 文化課長補佐 | 鈴 木 美智子 |
| 文化課長補佐 | 片 岡 洋 |
| 中央公民館長補佐 | 塚 原 優 郁 |
- 5 閉 会 午前10時45分

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 書記の指名

教育長 おはようございます。

 定刻の時間より若干早いんですが、皆さんおそろいですので、始めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

 それでは、令和3年6月の教育委員会定例会をただいまより始めていきたいと思います。

 なお、開会時刻は午前10時ということでお願いいたします。

 2番の会期の決定であります、会期につきましては本日1日としたいと思いますが、よろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期の部分については本日1日といたします。

 続いて、書記の指名に移りますが、書記につきましては教育総務課の課長補佐、塚原をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

 <異議なしの声あり>

 では、塚原さん、よろしくをお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、4番の会議録の承認に移ります。お手元に4月と5月の議事録があると思うんですが、この2つの議事録の中で何か加筆訂正等ございましたらよろしくをお願いいたします。よろしいですか。

 <なしの声あり>

教育長 それでは、会議録については、4月、5月分ですが、このとおりということでよろしくをお願いいたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 続いて、5番の報告事項に入ります。

 初めに、行事等の報告に移りたいと思うのですが、入る前にここに加筆訂正ございますか。

教育総務課長 加筆訂正等はありませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長 特にないということですので、それでは、行事等の報告に移ります。

 事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 行事等の報告をご説明いたしますので、資料1ページをお開き願います。

前回5月の定例会開催日の5月13日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり7件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で行事等の報告の説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、この行事等の報告につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。特にございませんか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、特にないということですので、行事等の報告につきましては、この程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第10号 共催及び後援の承認について

教育長 続いて、教育長の報告であります。報告第10号から15号までありますけれども、内容に入ります前に加筆訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長 加筆訂正等ありませんので、よろしくお願いたします。

教育長 それでは、報告第10号に移ります。

共催及び後援の承認についてであります。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、2ページのほうをお開き願います。

報告第10号共催及び後援の承認についてであります。5月定例会以降、共催を2件、後援を6件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明をいたします。

学校教育課長 それでは、3ページをお開きください。学校教育課の共催1件についてご報告を申し上げます。

ナンバー1でございます。令和3年度6月30日から令和4年1月14日までの期間において、会津水泳場その他を会場に令和3年度第64回福島県中学校体育大会が開催されます。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長 次に、生涯学習課所管分、共催1件、後援4件についてご説明申し上げます。なお、これら事業等によりおおよその内容がわかるものにつきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

まず、2番目の共催であります。事業名は第71回全会津総合体育大会で、競技種目がバスケットボール、射撃、ソフトボールの3種目になります。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、後援についてご説明申し上げます。

まず、1件目であります。事業名は第67回福島県高等学校体育大会会津地区大会（ソフトボール競技）になります。開催日以下については、記載のとおりでございます。

2番目になります。事業名が第4回喜多方市長杯パークゴルフ大会になります。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。

3番目であります。事業名はコロナ禍における食料提供と学習支援事業になります。この事業につきましては、コロナ禍において特にひとり親家庭の子どもの貧困が深刻化されている状況にあることから、週2回中学生を対象に会津若松市内で学習指導を行うものでございます。さらに、小中学校を対象に夏休みや冬休みなどの長い休み期間中に2回程度お昼にお弁当を無料で提供するもので、学校給食がない期間、子どもたちの見守りや食事を安定的に提供するものでございます。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

4件目あります。事業名につきましては、令和3年度ふくしまスポーツキッズ発掘事業、第2ステージクロストレーニングでございます。種目はボート競技になります。この事業につきましては、小学生を対象にキッズチャレンジを実施いたしまして、選抜されたキッズを対象に様々な競技種目によりますトレーニングを経験させ、個々の適正スポーツを発掘する事業になります。今回の第2ステージクロストレーニングにつきましては、体力テストが主である第1ステージで選考されました小学生40名を対象にエルゴメーターを使用した基礎動作の練習やボートに乗船しての水上練習、模擬レースなどでございます。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

文化課長

文化課分を申し上げます。

後援のナンバー5です。第167回例会ミュージカル「すてきな3にんぐみ」オフィス・アートプラン公演。申請者につきましては、NPO法人喜多方子ども劇場。開催日等につきましては、記載のとおりでございます。

後援のナンバー6、第23回MOA美術館全会津児童作品展。申請者につきましては、MOA美術館全会津児童作品展実行委員長。開催日等については、記載のとおりでございます。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま2件の共催、それから6件の後援について説明ございまし

たが、この内容等につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

質問です。

後援の3番目なのですが、コロナ禍における食料提供と学習支援事業、この事業でひとり親家庭のお子さんに対して週2回学習支援が行われる。それは若松のほうでということでした。それから、小中学校の児童生徒に対しては、長期間、夏休み、冬休みにお昼のお弁当を提供すると。これは、3番の会場は喜多方市内となっているんですが、学習支援に関しては若松、それでお昼の提供については喜多方ということですか。喜多方市内って具体的にどういう場所とかわかるのであれば教えていただきたいです。

以上です。

生涯学習課長

このお弁当の提供でございますが、喜多方で想定しているのは、全部で700食ということで想定してございます。会場につきましては、まだNPO法人のほうで検討中ということで、まだ会場等については決まっていないような状況でございます。

教育長

よろしいですか。

ほかにございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、共催及び後援等につきましてはこの程度といたします。

報告第11号 喜多方市教育委員会職員の異動について

教育長

続いて、報告第11号に移ります。喜多方市教育委員会職員の異動についてを上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、5ページのほうをお開き願います。

報告第11号喜多方市教育委員会職員の異動についてでございますが、令和3年6月3日付で発令をいたしました教育委員会職員の異動につきまして、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分をいたしましたので、同規定第2項の規定によりご報告を申し上げます。

異動の内容につきましては、次ページ6ページをお開き願います。

所属、職名、氏名、異動内容については記載のとおりでございます。

以上で説明のほうを終わります。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明ございましたが、この内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということですので、報告第11号喜多方市教

育委員会の職員の異動についてはこの程度といたします。

続いて、報告第12号学校医の解嘱及び委嘱についてを取り上げます。

報告第12号 学校医の解嘱及び委嘱について

教育長 続いて、報告第12号学校医の解嘱及び委嘱についてを取り上げます。

学校教育課長 それでは、7ページをご覧ください。

報告第12号学校医の解嘱及び委嘱についてであります。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医の解嘱及び委嘱を行いましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、報告するものであります。

解嘱及び委嘱の内容については記載のとおりでございます。

以上でございます。

教育長 ただいま説明に対しまして何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、特にないということですので、報告第12号学校医の解嘱及び委嘱についてはこの程度といたします。

報告第13号 喜多方市教育支援委員会委員の解任及び任命について

教育長 続いて、報告第13号を取り上げます。喜多方市教育支援委員会委員の解任及び任命についてを取り上げます。よろしく申し上げます。

学校教育課長 それでは、8ページをご覧ください。

報告第13号喜多方市教育支援委員会委員の解任及び任命についてであります。

喜多方市教育支援委員会条例第4条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市教育支援委員会委員を解任及び任命しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、報告するものであります。

解任委員につきましては、記載の5名とし、解任日は令和3年3月31日であります。その5名の解任に伴いまして任命につきましては、記載の5名の委員を任命するものであります。任期は令和3年5月17日から令和4年5月17日とするものであります。

以上でございます。

教育長 ただいま説明に対しましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 特にないということですので、報告第13号喜多方市教育支援委員会委員の解任及び任命についてはこの程度といたします。

報告第14号 喜多方市教育支援委員会専門委員の解任及び任命について

教育長 続いて、報告第14号であります。喜多方市教育支援委員会専門委員の解任及び任命について、これを取り上げます。

学校教育課長 それでは、10ページをご覧ください。

報告第14号喜多方市教育支援委員会専門委員の解任及び任命についてであります。

喜多方市教育支援委員会条例第7条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市教育支援委員会専門委員を解任及び任命いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、報告するものでございます。

解任委員につきましては、記載のとおりで、解任日は令和3年3月31日であります。

次に、任命委員につきましては、本市の特別支援教育充実のため本年度より全ての特別支援学級の担任を委員とすることとしたため、記載の7名を委員として任命するものであります。任期は令和3年5月17日から令和4年5月17日とするものであります。

以上でございます。

教育長 ただいま説明ありましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。高橋委員。

高橋委員 高橋です。

13号のほうと少し重なるんですが、教育支援委員と専門委員の違いについて、ちょっとわからなかったのですが、今のご説明で全ての支援学級の担任の先生が専門委員ということで選ばれたということは理解しました。ですが、13号のほうの任命された委員の方というのがどういった選び方というのは何か決まりがあって選んでいらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 喜多方市の教育支援委員会の委員につきましては、1号委員から5号委員までということで、例えば支援委員会につきましては、病院の方、それから学識経験者、それから中学校、小学校のそれぞれ代表の校長、教頭、そして会津支援学校の方、こども園の園長、社会福祉課の相談員の方、保健課の方というようなメンバーで支援委員会は構成されております。

そこで大元の方針等を定めまして、その後具体的に1名1名ずつそれぞれの子どもに対してどのような教育が適切であろうかということ判断していくのが教育支援委員会の専門委員でございます。

この専門委員につきましては、それぞれの小学校、中学校の特別支

援学級の専門委員と併せまして、相談員といたしましてこども園や福祉課、保健課、学校教育課からそれぞれ専門委員と相談員とで検討する。そうしたそれぞれの役割がございます。

教育長

よろしいですか。

専門委員の方は専門的に、いわゆる一人の子どもさんというか、子ども一人一人をよく観察したり、検査は今、この方たちできなくなったので、心療内科のお医者さんとかに依頼して検査してもらうんですが、その検査結果を分析したり、そういうことを細かに分析して一人一人の適正就学というか、そういったいわゆる道筋を考えていく人、それが専門委員です。

教育支援委員会の委員の方は先ほど言ったように学校代表の方とかお医者様とか学識者、そういった方々が委員に選ばれているというふうになります。

よろしいですか。高橋委員。

高橋委員

すみません。

この教育支援委員会というのは、学校などに入学するときに普通学級になるのか、それとも支援学級に入るか、あるいはほかの形の学校に行くかということ相談を受けて決めていくようなところかなど、私思っていたんですが、そうすると学校に入る前のことというのは、委員会の委員の方が考えるということですか。

支援学級の担任の先生とはまだ会わないわけですから、その辺が小学校に入る前の方たちのそういった見守ってどういう道筋があるかというのは、お医者様や学識経験の方、支援委員会の委員の方がするということですか。

学校教育課長

実際に幼稚園児等につきましては、情報は学校からは来ません。それで、アドバイザーが学校教育課におります。園と連携を取りまして、それぞれ園を訪問しながらそうした子どもについては、情報を収集しております。収集した情報につきましては、この専門委員会のほうでみなさんにお諮りしながらこの子は特別支援学級であるとか、通級学級であるとか、普通学級でも大丈夫でしょうという判断をしながら、保護者様と相談をしながら就学先について決めていくという、そういう実働部隊がこの専門委員というふうに解釈していただければと思います。

以上です。

教育長

高橋委員お話されたように、この市の教育支援委員会そのものはさっきお話した仕事なんです。子どもの適正就学を図ると。

その元になる一人一人の資料を細かく分析して情報提供するのが専門委員なんです。

専門委員も委員の方も一緒に合同会議の中で子ども一人一人の適正就学を図っていく。そういう最終的な判断を下していくところが支

援委員会。よろしいですか。

ほかにごぞいますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということでありますので、報告第14号喜多方市教育支援委員会専門委員の解任及び任命についてはこの程度といたします。

報告第15号 喜多方市山都公民館建設市民懇談会委員の委嘱について

教育長

続いて、今度は報告第15号であります。喜多方市山都公民館建設市民懇談会委員の委嘱についてを取り上げます。

説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、報告第15号喜多方市山都公民館建設市民懇談会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、12ページをご覧いただきたいと思ひます。

喜多方市山都公民館建設市民懇談会設置要綱に基づきまして、下記のとおり委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条3項の規定によりご報告いたします。

委嘱者につきましては、記載の8人の方であります。1号につきましては、山都町行政区長会の代表者。2号につきましては、識見を有する者。3号につきましては、山都町文化団体協議会の代表者。4号につきましては、公募により選出された者ということでございませぬ。

委嘱日につきましては、令和3年5月20日でございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明ございましたが、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。荒明委員。

荒明委員

荒明です。

質問ですけれども、4号の方々の公募により選出された委員ということで、実際、応募された方々はどのぐらいいるんでしょうか。

生涯学習課長

実際に公募された方、この2名でございました。

教育長

2名だということでありませぬ。

荒明委員

公募により選出ということだったんですけれども、何か人数的なものとか、あと内容はどうやって選ばれたのかなと思ひませぬ。

生涯学習課長

ある程度この公募の中で要綱で、公募により選出された者ということで、2名以内というふうに定めてございました。

2名以上の応募があった場合はそれで選出するということでしたが、今回、2名の応募でございましたので、このようにいたしました。

教育長 よろしいですか。
ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
〈なしの声あり〉

教育長 それでは、報告第15号喜多方市山都公民館建設市民懇談会委員の委
嘱についてはこの程度といたします。
以上で5番の報告事項は終わりたいと思います。

6 承認事項

承認第2号 令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第5号）の承認について

教育長 続いて、6番の承認事項に移ります。内容に入ります前に加筆訂正
等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆修正等はありませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長 それでは、承認第2号を取り上げます。
令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第5号）の承認についてで
あります。説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、13ページをお開きください。
承認第2号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第5号）の承認
についてであります。
令和3年6月市議会定例会に追加提案した令和3年度喜多方市一
般会計補正予算（第5号）につきまして、喜多方市教育委員会の権限
に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時
に代理して処理しましたので、同規則3条2項の規定に基づき報告
し、承認をお願いしたいとするものであります。
14ページをご覧ください。
歳出といたしまして、学校保健管理経費業務委託料445万5,000円の
補正であります。これは保健所より新型コロナウイルス感染症陽性
者の接触者と判断された小中学校の児童生徒及び塩川幼稚園園児に
対するPCR検査業務委託料150人分の計上であります。
補足の説明といたしまして、この中で150人というふうに記載がご
ざいますけれども、こちらの根拠につきましてご説明を申し上げます。
住基人口に対します4月、5月の感染者の割合を出したところ、
0.07%という数字が上がりました。1か月当たりの感染者の想定人数
を小学校、中学校、園児全部足しまして3,364人に0.07を掛けますと
1か月当たり約3名の感染という人数が出てきましたので、感染者1
名に対して周りの接触者5人ということで想定をしての445万5,000
円の計上でございます。
以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

特になしということではありますが、よろしいですね。

<なしの声あり>

教育長

それでは、承認第2号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第5号）につきましては、この紙面にありますとおり承認することといたします。

7 審議事項

議案第6号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命について

教育長

続いて、7番の審議事項に移ります。3件ありますが、内容に入ります前に加筆訂正等あったらお願いします。

教育総務課長

加筆修正等はありませんので、よろしく願いいたします。

教育長

それでは、審議事項、議案第6号喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命についてを取り上げますので、ご説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、15ページをお開きください。

議案第6号喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命についての議案でございます。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例第3条の規定に基づき、喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員を解嘱または解任並びに委嘱または任命したいとするものであります。

解嘱または解任する委員につきましては、記載の12名としまして、解嘱または解任する日を令和3年3月31日としたいとさせていただきます。

次ページをお開きください。

解嘱または解任に伴いまして、委嘱または任命候補者として記載の12名を、任期を令和3年6月25日から令和4年7月28日としたいとするものでございます。

それぞれの委員の審議につきまして、よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明ございましたこの内容等につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。いいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議ないということですので、議案第6号喜多方市学校

給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命については、原案のとおり可決することといたします。

議案第7号 喜多方市文化財保護審議会臨時委員の解嘱及び委嘱について

教育長 続いて、議案第7号を取り上げます。喜多方市文化財保護審議会臨時委員の解嘱及び委嘱についてであります。説明をお願いします。

文化課長 議案第7号についてご説明いたしますので、17ページをご覧くださいと思います。

喜多方市文化財保護審議会臨時委員の解嘱及び委嘱についてでございます。

喜多方市文化財保護条例第31条の規定に基づきまして、下記のとおり喜多方市文化財保護審議会臨時委員を解嘱及び委嘱するものでございます。

この臨時委員につきましては、文化財保存活用地域計画策定部会の委員でございます。

提案理由につきましては、委員の退任によりその残任期間について、新たに委員を委嘱しようとするものでございます。

解嘱する委員及び委嘱候補者については、記載のとおりでございます。いずれもそれぞれの保存会の代表者の交代によるものでございます。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

この内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長 ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 それでは、特に異議がないということですので、議案第7号喜多方市文化財保護審議会臨時委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

議案第8号 喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱について

教育長 続いて、議案第8号を取り上げます。喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱についてであります。説明をお願いいたします。

文化課長 議案第8号についてご説明申し上げますので、18ページをご覧くださいと思います。

喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱についてでございます。

喜多方市美術館条例第11条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市美術館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、委員の任期満了により新たな委嘱となります。

委嘱候補者につきましては、10名で記載のとおりでございます。新たに3名の方をお願いをしております。全体数については、変わりはありません。

任期につきましては、令和3年6月25日から令和5年6月24日まででございます。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異議なしということですので、議案第8号喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項のほう終わりたいと思います。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

8番のその他に移ります。教育長及び各委員からということですが、私のほうからは大きなものは特にありませんが、5月の連休過ぎてからはコロナも随分落ち着いて、子どもたちも心配なく学校に通っている状況であります。あとは、ICT関係で今学期中にいろいろリモートで家庭学習も含めてできるようにしたいなど、1学期中にですね。夏休みにかけてと言ったほうがいいですかね。だから、夏休み中にそれぞれの学校で子供さんがタブレットを持ち帰って、オンラインでつないでいろいろなことをしてみるという、そんな経験を積ませて、2学期からはいろんな部分でICT教育が充実するように進めていきたいというふうに思っているところです。

私のほうからは以上であります。

委員の皆様方から何かございますか。高橋委員。

高橋委員

質問なんです、コロナワクチンについての質問です。

1つは、学校の先生をはじめとした学校関係者、例えばスクールバスの運転手さんですとか、そういった方へのワクチンの接種について何か一般よりはちょっと早めるというような動きはあるんでしょう

か。

学校教育課長

それともう1つは、児童生徒に対しては今後どのように何か計画しているかというのがあれば、教えていただきたいと思います。

それではまず、教諭等の接種につきましては、今のところ、そうした内容についてはまだ検討も入っていない状況がございます。議会からもお話が出たところではあるんですが、具体的な検討はまだされておりません。

ただ、今後、コロナ対策委員会のほうで審議上がるかどうかは、まだ未定ではございますが、今のところ、お答えできるところはない状況でございます。

教育長

あわせて、児童生徒についても同様でございます。今のところ、児童生徒を優先的に集団接種というような、全国では流れておりますけれども、本市といたしましては、現在のところはまだそこまで検討は進んでいない状況でございます。

市のほうでコロナ対策の本部会議というか、全庁的なそういう機関があるので、その中で今後、話し合いそして決定していく中身かなという、今の現状です。

動きとしては教職員を早めに接種とかっていう動きが出ているんですが、まだその辺もこれからの検討ということで。

よろしいですか。

ほかにございますか。

とにかくワクチン接種が今、65歳以上の方を中心に集団接種、個別接種含めて、そんな形で重点的に進めているということです。

高橋委員

高橋委員。

企業接種というような流れもあるので、学校の先生や学校関係者にはぜひぜひ、どういう形を取るかちょっと分かりませんが、早く打っていただけると少し安心かなと思います。

あと、子どもさんへの接種については、いろいろ親の判断ですとか、個人の考えというのがすごくいろいろあるようなので、ちょっとやりますというのも難しいのかなと、ちょっと感じてはいるんですが、その辺も希望する人がいれば早くできるというような何か道筋ができるといいかなと思います。

以上です。

教育長

今、委員からあったご意見等につきましても、先ほど言った本部会議のほうでもお話ししたいなというふうに思います。ありがとうございます。

高橋委員

あと、別件でICT教育について、先ほど教育長さんからお話で自宅にタブレットを持ち帰るような方向で、今準備をしているということでしたけれども、以前お伺いした中では、親の承諾が必要というような、そういったものを持って帰る。何かちょっとやはりあまり

学校教育課長 承諾しないというような動きというのはあるのでしょうか。

承諾しないというような、そういう親御さんの話は全く届いておりません。皆さん協力的に、むしろやっていただいております。ある学校につきましては、もう既に全部持って帰って電波状況が悪かったとか、改善が必要だなんていうような状況も届いておりますし、夏休みの実施に向けてそれぞれ対応を今、現在しているところでございます。

教育長 よろしいですか。

承諾といってもものすごい重要なことではありませんので、ただ丁寧に使って、ルールに従って使ってくださいと。それをお願いしますという中身なので。

教育長 よろしいですか。

教育長 続いて、(2)事務局から何かございましたらお願いいたします。ありませんか。

教育総務課長 事務局のほうからは特にありません。

教育長 特にないということですので、8番のその他については以上、この程度といたします。

9 連絡事項

(1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程(案)等について

教育長 それでは、9番の連絡事項のほうに移ります。

令和3年度教育委員会会議の開催日程(案)等についてであります。この件について説明よろしくお願いいたします。

教育総務課長 では、19ページをお開き願います。

今年度の教育委員会の会議の開催日程(案)についてでございますが、記載のとおりでございます。5月定例会でお示しました日時から変更になっているところはございません。

なお、今後の日程についてでございますが、本日お手元のほうに配付をさせていただきました。定例会の議案を調整した後に届いたものですので、今日説明のほうをさせていただきます。

今年度の教育委員、教育長の研修会につきましては、オンラインでの開催をするということで、日時が8月の26日木曜日午後1時からの開催ということになります。場所につきましては、オンラインでの開催ですので、この市役所の本庁舎のほうで行うということで、参加の報告のほうを7月の28日まで担当のほうまでお願いしたいと存じます。

日程等については以上です。

教育長 このことについて何かご意見、ご質問あったらお願いします。

先ほどあったように8月の26日、オンラインによりますけれども、

県のほうでの教育委員、あと教育長の研修会と。本庁舎でやるということになりますが、よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

期日まで出欠のほうをお届けください。よろしく願いいたします。

ほかに事務局からはございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

では、特にないということですので、連絡事項についてはこれで終わりますが、今日は珍しく順調にここまで来た。

それでは、以上、案件等全て終了いたしましたので、本日の令和3年6月教育委員会定例会、これで閉じたいと思います。

終了時刻であります。午前10時45分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

二番委員 大 森 佳 彦

三番委員 遠 藤 一 幸

四番委員 高 橋 明子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲